

(参考) 用語の説明

■ 高速自動車国道の「整備計画」

高速自動車国道の整備計画とは、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第5条に規定する高速自動車国道の整備に関する計画で、高速自動車国道の「経過する市町村名」、「車線数」、「設計速度」、高速自動車国道と他の道路との「連結位置及び連結予定施設」、「工事に要する費用の概算額」及び「その他必要な事項」を、国土交通大臣が定めるものです。

高速自動車国道に一般道路を連結する際に、あらかじめ国土交通大臣が連結許可を行いますが、連結許可を行うにあたっては、整備計画への位置づけが必要です。

今回のインターチェンジの追加は、整備計画に定められている事項のうち、「連結位置及び連結予定施設」を追加する変更です。

■ 高速自動車国道との「連結許可」

高速自動車国道との連結許可とは、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条の2に規定する手続きで、高速自動車国道とその他の施設を連結し出入りを可能とするために、連結を希望する者が国土交通大臣に対して申請を行い、国土交通大臣が許可する手続きです。

今回の許可は、インターチェンジを追加するため、連結する道路の道路管理者より連結許可申請されたものです。

■ 地域活性化インターチェンジ

地方公共団体が主体となって発意し、整備する追加インターチェンジです。

■ スマートインターチェンジ

地方公共団体が主体となって発意し、整備するETC専用の追加インターチェンジです。

今回手続きを行い本格導入するスマートインターチェンジは、サービスエリア・パーキングエリア・バスストップに接続するものです。